

米原市飲料用自動販売機の設置に関する一般競争入札要領

(入札に付する物件)

第1条 一般競争入札（以下「入札」という。）に付する物件は、次のとおりとする。

（1）米原市飲料用自動販売機の設置に関する一般競争入札物件

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積	高さ	予定価格 (円／年)
1	米原駅東口エントランス	1台	2.0 m ²	2m以内	109,400円/年
2	米原駅西口エントランス	1台	2.0 m ²		109,400円/年

（2）公募要項等配布

- ① 配布期間 令和8年1月13日（火）から令和8年2月2日（月）まで
- ② 配布時間 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
- ③ 配布場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課のほか、米原市公式ウェブサイトにて掲載します。

（3）質問および回答

- ① 受付期間 令和8年1月13日（火）から令和8年1月23日（金）まで
- ② 受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
- ③ 受付場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課
- ④ 提出方法 質問書に記入の上、上記③の場所に持参するか、郵便等またはファクシミリでの送付とします。
- ⑤ 回答方法 令和8年1月29日（木）に、まち整備部建設課センター上および市公式ウェブサイトで回答を公表します。

（4）入札参加申込受付

- ① 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）
(ただし、土、日および祝日を除く。)
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（市役所執務時間内とします）
- ③ 受付場所 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
- ④ 提出方法 郵送による入札参加申込書類の提出は可能としますが、提出期限内必着とします。
入札書の提出については、封筒に入れ、厳封してください。
提出された入札書等は、開封前を含め返却いたしません。

（5）入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月20日（金）までに申込者へ結果を通知します。
当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

（入札参加資格）

第2条 入札に参加できる者の資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）国税等を滞納していないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）でない者または次のいずれにも該当しない者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれにも該当しない場合を含む。）であること。

- ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- イ 入札に付する市有地を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- ウ 法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者
- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している者
- オ 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ク 暴力団等または前記アからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (4) 法人について、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあっては、米原市内に住所を有していること。
- (6) 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していること。

（入札参加申込み）

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札参加申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、第1条第3号に定める期日・場所までこれを提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第4条 市長は、前条の規定による申込みを審査して、入札参加資格の有無を確認し、その結果を一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。

（入札参加資格の喪失）

第5条 前条の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者（以下「参加資格者」という。）が入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。
 - (2) 入札参加申請およびその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- 2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知するものとする。

（公募要項の総覧等）

第6条 入札に係る公募要項等の総覧および配布は、第1条に定めるところにより行うものとする。

（質問および回答）

第7条 公募要項等に関して質問がある者は、質問書（様式第4号）に質問事項を記載し、第1条に定

める提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、期間を定め回答するものとする。

(入札書類受付・開札の日時および場所)

第8条 入札書類の受付・開札は、次に定める日時および場所において行う。

(1) 入札書類受付

① 提出期限 令和8年3月9日（月）午後1時まで

② 提出場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課

郵送・持参による入札書の受付を行うが、提出期限内必着とする。

入札書の提出については、封筒に入れ、巣封しなければならない。

提出された入札書等は、開封前を含め返却しないものとする。

(2) 開札日

① 開札日時 令和8年3月9日（月）午後2時から

② 開札場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課

開札日当日は立会いを禁止とする。落札者への結果については第14条のとおりとする。

③ 同額の場合 同価の入札を行ったものが2人以上の場合、市職員がくじを引き、落札者を決定する。

(入札の方法)

第9条 入札は、次のとおり行うものとする。

(1) 入札書

入札書は、別紙にある入札書（様式第5号）により行う。

(2) 郵便入札

郵便等による入札書の提出を可能とするが、別表に定める提出期限内に指定場所必着としなければならない。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(4) 入札金額

入札金額は、年額貸付料（消費税および地方消費税相当額を除いた額）を記入しなければならない。

(5) 入札書の記入方法

入札書には、入札金額、入札参加者（代理人により入札する場合にあっては、入札参加者および代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名）その他所定の事項を記入の上、入札参加者の印を押さなければならない。

入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「¥」の記号を付さなければならぬ。

(入札書の書換え禁止等)

第10条 入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 本市指定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 同一物件について2通以上の入札書を投入した者の入札
- (4) 予定価格を下回る入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為が行われ公正な入札を害すると認められる入札
- (8) その他この要領に違反した入札

(落札者の決定方法)

第12条 落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 予定価格（最低貸付価格）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、関係職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(開札結果の公表)

第13条 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人の場合は名称）および落札価格を、落札者に開札の終了後5日以内に通知することとする。

2 市長は、開札結果開示の申請があった場合に限り、入札額（落札額を含む。）および落札者の氏名（法人の場合はその名称）を公開するものとする。

(再度の入札)

第14条 予定価格を事前に公表しているため、再度の入札は実施しない。

(入札の変更等)

第15条 入札参加者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市は、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

(契約の締結)

第16条 落札者は、当該物件の落札決定の日から10日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に定める期限までに契約を締結しない場合には、落札者としての効力が失われるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号）および米原市公有財産規則（平成17年米原市規則第45号）の定めるところにより処理するものとする。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

米原市長 様

申込人 住所（または所在）

氏名（または名称）

（代表者名）

印

電話番号（ ）

令和 年 月 日 執行の米原市自動販売機設置事業者一般競争入札に参加したいので、公募要項等を承知の上、入札参加を申込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積

2 添付書類

【法人の場合】

- ① 一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④ 法人の印鑑証明書 ⑤ 国税の納税証明書（法人税、消費税および地方消費税「その3の3」） ⑥ 滋賀県税の納税証明書（法人事業税、法人都道府県） ⑦ 市税の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税） ⑧ 滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があることを証する書類 ⑨ 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していることを証する書類 ⑩ 設置を希望する自動販売機のカタログ

注) 市内に所在を有している法人については、⑤および⑥の提出は必要ありません。

【個人の場合】

- ① 一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 印鑑登録証明書 ④ 市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税、軽自動車税） ⑤ 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していることを証する書類 ⑥ 設置を希望する自動販売機のカタログ

※提出期限 令和8年2月10日まで（必着）

誓 約 書

私は、米原市が実施する米原市自動販売機設置事業者一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 米原市飲料用自動販売機の設置に関する一般競争入札要領(以下「入札要領」という。) 第2条各号に掲げる全ての要件を満たします。
- 2 入札に際し、米原市自動販売機設置事業者公募要項、仕様書、契約書案、入札要領、入札物件の法令上の規制等、全て承知の上で参加します。
- 3 万一、不当または不備により、事務執行に支障を生じ迷惑を及ぼした場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において一切の責任をとることはもちろん、以後入札禁止等の処分を受けることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

令和 年 月 日

米 原 市 長 様

住所（または所在）

氏名（または名称）

(代表者名)

印

発 番
令和 年 月 日

一般競争入札参加資格審査結果通知書

様

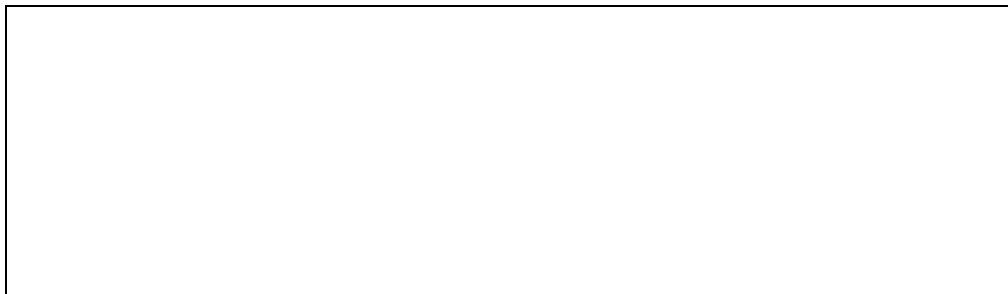
米原市長

令和 年 月 日執行の米原市自動販売機設置事業者一般競争入札に係る入札参加資格確認申請書について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 入札参加資格 有 • 無

2 入札参加資格がないと認めた理由



質問書

令和 年 月 日

米原市長 様

住所（または所在）

氏名（または名称）

（代表者名）

印

令和 年 月 日執行の米原市自動販売機設置事業者一般競争入札について、下記のとおり質問をします。

記

物件番号	質問事項

入札書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									
物件番号									

米原市飲料用自動販売機設置事業者公募要項、米原市飲料用自動販売機の設置に関する一般競争入札要領および米原市契約規則を承知して上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

米原市長 様

入札者
住所（または所在）

氏名（または名称）
(代表者名) 印

備考 1 入札書の金額記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

2 入札者（申込者）の住所・氏名を記入の上、入札参加者（申込者）の印鑑を必ず押印してください。

※提出期限 令和8年3月9日（月）午後1時まで（必着）